

国際線が就航する中部国際空港（以下、「セントレア」）は、健全に機能するため多くの機関に支えられています。それらの業務の内容や実態を分かりやすく紹介することで、セントレアについての理解を深めていただきたいと、セントレア空港島に所在する各機関を訪問してインタビューした内容を中心に紹介しています。

第9回は、厚生労働省名古屋検疫所長であり、中部空港検疫所支所長事務取扱の依田紀彦氏にお話を伺いました。（※文中の図表写真はすべて名古屋検疫所中部空港検疫所支所提供）

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 田辺 義夫

第9回 厚生労働省名古屋検疫所中部空港検疫所支所

名称：厚生労働省名古屋検疫所中部空港検疫所支所

所在地：〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地中部空港CIQ庁舎内4階

沿革

| | |
|----------|---|
| 1947年5月 | 名古屋検疫所を設置 |
| 1970年6月 | 名古屋検疫所名古屋空港出張所を開設 |
| 1990年6月 | 輸入食品監視業務の届出窓口を開設 |
| 1991年10月 | 名古屋検疫所名古屋空港支所に格上げ（2課制の開始） |
| 1997年2月 | 検疫所組織の再編により、名古屋検疫所名古屋空港検疫所支所に名称を変更 |
| 2005年2月 | 中部国際空港（第1種空港）開港に伴い移転（2月17日） 名古屋検疫所中部空港検疫所支所に名称変更 庶務課、検疫衛生課、食品監視課の3課制で業務開始 |
| 2008年9月 | 黄熱病予防接種を開始 |

Q 厚生労働省の検疫所の業務についてお聞かせください

検疫所は、検疫法に基づき国内に常在しない感染症の病原体の国内侵入およびまん延を防止するため、海港や空港で入国者に対する検疫その他必要な措置を行う検疫衛生業務と、食品衛生法に基づき販売営業目的で輸入される食品等の検査指導を行う食品衛生業務の、大きく分けて2つの業務を行っています。

Q 検疫制度の歴史や体制などについてお聞かせください

外国からもたらされる疫病（輸入感染症）のま

ん延に対して組織的に対処しようとする検疫制度は、ペストが猛威を振った14世紀の欧州で始まり、1370年代にはイタリアの各地でペスト流行地からの訪問者に対して1か月間の消毒や厳重な交通遮断が行われ、1383年にはマルセイユに検疫所が設置されウイルスに汚染したおそれのある船舶、乗組員、貨物を40日間（Quarantina）隔離しました。この40日間というイタリア語が検疫（Quarantine）の語源になったと言われています。

また、「検疫」という用語は1861年（文久2年）幕府洋書調所刊行の「官版疫毒預防説」（欧州の書物の中からコレラに関する治療、予防法および検疫法等について翻訳されたもの）の中でキュー

ラントイ子の翻訳として初めて用いられたようです。

日本では1822年（文政5年）以降数次にわたって繰り返された輸入コレラの流行（1822年死者十数万人、1858年（安政5年）死者数十万人、1877年患者1万3,816人死者8,027人、1879年患者16万2,637人死者10万5,786人など）に対して、そのつど苦い経験を重ね法令や施設を整備した歴史を経て、1879年7月14日太政官布告第二十八号「海港虎列刺病傳染豫防規則」二十二箇条が、わが国最初の検疫規則として交付されました。

しかしながら領事裁判権が撤廃される前の時代でもあり、ヘスペリア号事件^(※1)のように外国人に対する適用が宙に浮いた状況がしばらく続いたようです。

1894年に日清戦争が始まりました。当時、陸軍は1877年の西南戦争で軍隊内にコレラが流行した苦い経験^(※2)を元に、翌1895年に臨時陸軍検疫部（検疫部長 児玉源太郎、事務官長 後藤新平）を設け似島（広島県）、彦島（山口県）、桜島（大阪府）に検疫所を設置し、戦地から帰還した23万の将兵に対し6月1日から10月31日まで大規模な検疫業務を行った記録があります。軍隊内部で自己完結する話なので比較的やりやすかったのかも知れません。

外国人にも適用できる恒久的検疫規則については、前述の通り、なかなか制定することが出来ませんでした。1894年頃から次第に各国との通商条約等が改正され、1897年に公布された「傳染病豫防法」（伝染病予防法）の特別法として1899年に「海港検疫法」「海港検疫法施行規則」「船舶検疫手續」などの一連の恒久的な検疫関係法令が公布され、ようやく外国の干渉を受けることなく常時検疫を施行する検疫制度が確立されました。

検疫や衛生に関する法制度が整備され、医師のコレラに関する知識技術も向上し、一般民衆にも予防衛生知識が普及したため、1902年のコレラ流

行で患者1万2,891人、死者8,012人を数えて以降は患者千人を超えたのは1907年、1910年、1915年のみとなりました。

このように検疫の歴史は、独立国として自国民を輸入感染症から守ろうとするわが国の切実な願いと不平等条約下における諸外国利権とのせめぎ合いの中で徐々に形成されてきた一面があります。

その後、第二次世界大戦終戦後の引き上げ援護に伴う大勢の検疫の時代を経験し、その後の航空機による大量輸送時代を迎えるとともに、人々の生命を脅かす感染症も多様化しました。

従来は痘そう（天然痘）、コレラ、ペスト、黄熱の四疾患であった検疫感染症も、1998年の伝染病予防法の廃止と感染症新法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の成立に伴って一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するため、その病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定める感染症が現在の検疫感染症となっております。

Q 全国組織の概要と中部空港検疫所支所の位置づけについてお聞かせください

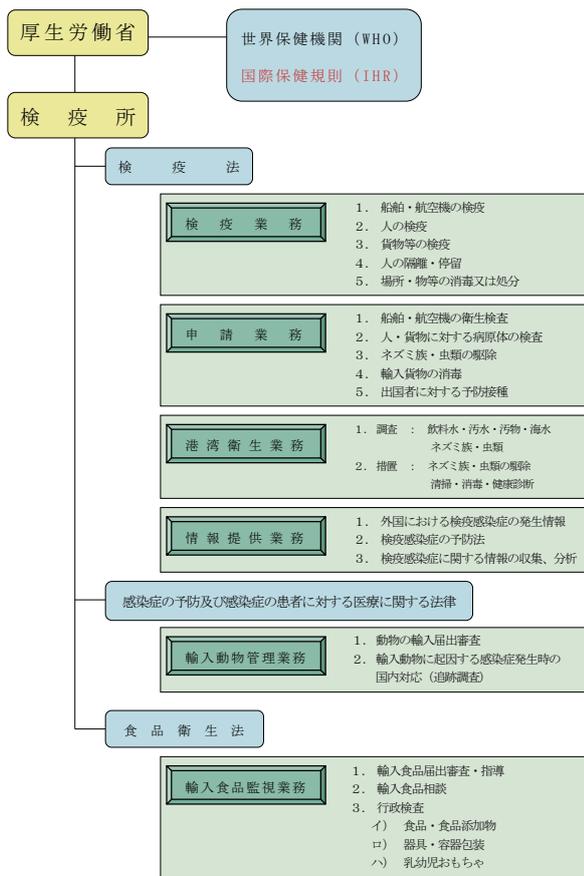
厚生労働省設置法第十六条第一項に「本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。」とあって、検疫所の所掌事務として「港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと」となっております。続けて第二項に「厚生労働大臣は、前項に定める所掌事務のほか、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる」と書かれています。

すなわち、検疫法（昭和二十六年六月六日 法律第二百一号）等に基づく検疫業務や港湾衛生業務と食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日 法律第二百三十三号）に基づく輸入食品の検査指

（※1）ヘスペリア号事件とは、ドイツ船が検疫規則に基づく日本側の停船命令を無視して流行地である清国から横浜港に軍艦を伴って強行入港した事件。

（※2）苦い経験とは、西南戦争が終わる9月に軍隊を輸送して神戸に入港した船内に多数のコレラ患者が発生、検疫規則による上陸禁止命令を無視して将兵が先を争って上陸したため、神戸市内に300人以上のコレラ患者が発生し、その後国内にまん延した事例。

図表1 厚生労働省 検疫業務内容



導業務（輸入食品衛生業務）を行うことが、現在の検疫所の設置趣旨となっています。

歴史的には各港や空港単位で設置されてきた検疫所も時代の流れとともに統廃合が進み、現在は本所13か所（小樽、仙台、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、那覇、成田空港、

関西空港）、支所14か所（千葉、川崎、清水、四日市、門司、長崎、鹿児島、千歳空港、仙台空港、東京空港、中部空港、広島空港、福岡空港、那覇空港）および出張所83か所（海港62か所、空港21か所）をそれぞれ管理下におく構成で検疫所業務を行っています。

名古屋検疫所管内については、名古屋港に位置する本所と清水、四日市、中部空港の3支所、静岡空港出張所および衣浦、三河・福江、焼津、尾鷲・勝浦の5出張所（静岡空港以外は無人）があり静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の一部をその管轄下においています。

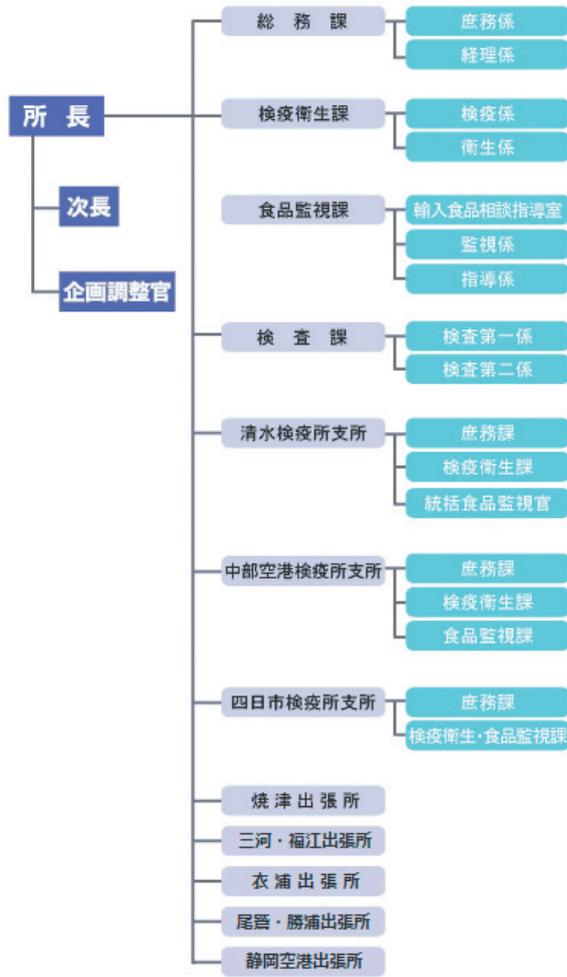
前述したように検疫所の業務は大きく検疫衛生業務と食品衛生業務に二分されます。

名古屋本所の組織で説明しますと、名古屋管内全般の庶務経理などを担当する総務課、名古屋港および愛知県内の港湾検疫衛生業務と県営名古屋空港（非検疫空港なので出張所はなし）の検疫業務を担当する検疫衛生課、名古屋港を中心に愛知県内および岐阜県内にて輸入しようとする食品等の監視指導と違反時の指導および輸入食品等の事前相談業務を担当する食品監視課、名古屋管内の食品監視課（本所および3支所）および横浜検疫所で採取された検体等の検査を担当する検査課の4課で業務を行っています。

図表2 全国の検疫所



図表3 名古屋検疫所の組織図



また中部空港検疫所支所の場合には、主に支所の職員管理等を担当する庶務課、セントレアに到着する旅客の検疫と有症者に対する採血等を含む検査、輸入動物や空港島の衛生管理業務、黄熱予防接種などを担当する検疫衛生課、空港に到着す

る輸入食品や食器等を担当する食品監視課の3課で業務を行っています。

Q セントレアでの業務展開の特徴などお聞かせください

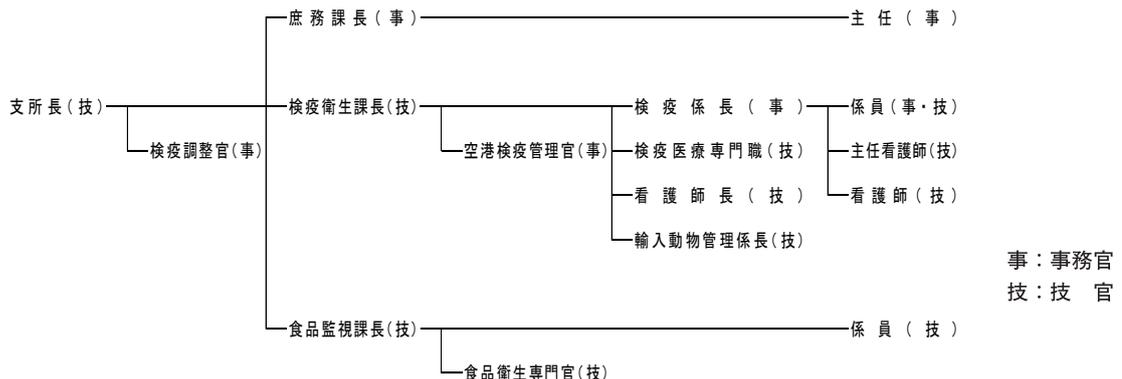
セントレアにある中部空港検疫所支所では、主に6つの業務があります。航空機で入国する皆さんに対しサーモグラフィーで体温をサーベイしたり具合の悪い方を健康相談室に案内し質問・診察を経て有症者を発見する検疫業務、有症者から採取された検体から病原体遺伝子の有無を調べる検査業務、空港周辺で検疫感染症がまん延しないよう蚊やねずみを定期的に捕獲し調査する衛生業務、販売などの営業目的で輸入される食品や食器などを検査する食品監視業務、黄熱の予防接種や輸入動物相談などの定型的な業務を行っているほか、万が一、検疫感染症患者が発見された場合には関係機関と適切に連携して必要な措置が行えるよう年に数回、関係機関と協力して患者搬送などの措置訓練を行っています。

また、愛知県警や常滑消防署などと協力し、それぞれの他機関職員向けの防護衣の適切な着脱訓練や、学校からの要望に応じて感染症に関する出張講義などの非定型的な業務も行っています。

セントレアは24時間365日絶え間なく動いていますので、我々も24時間のシフト勤務で対応しています。特に旅客の増える年末年始や春節、春休み、大型連休、夏休みシーズンなどは、有症者も

図表4 中部空港検疫所支所の組織図

平成30年4月1日付



増え、職員もその対応に追われます。一般的な官公庁とは異なり、世の中の人々が長期休暇を満喫しているときに忙しくなるというのもセントレアならではの特徴と言えるでしょう。

検疫衛生課における検疫業務では、船舶・航空機の検疫に関して、検疫法に基づき、国内に常在しない感染症（検疫感染症）の侵入を防止するため、海外から来航するすべての航空機に対して、検疫を行っています。

名古屋検疫所管内では、中部空港検疫所支所のみが海外の一部地域で流行している黄熱の予防接種を実施し国際証明書（イエローカード）を交付しています。また、海外の感染症情報の提供や海外渡航時に必要な予防接種などの健康相談も行っています。

図表5 予防接種の状況



衛生調査としては、検疫感染症等を媒介する動物（ネズミや蚊等）が航空機を介して国内へ侵入・まん延することを防止するため、空港区域において年間を通じ計画的に捕獲調査等を行い外来種の侵入監視と在来種の生息状況の確認を行っています。

検疫感染症に関する検査として、検疫時に発熱等があり検疫感染症が疑われる方のマラリアやデング熱などの検査を行っています。

また、衛生調査で捕獲されたネズミや蚊等の同定（種類を特定すること）や、ペストやデング熱などの病原体保有検査を行っています。

食品監視課では、輸入食品監視業務として、届

図表6 捕獲調査の状況



図表7 検疫感染症に関する検査の状況



図表8 微生物学的検査の状況



け出の審査を実施しています。

輸入食品等の届け出に対し、食品衛生法に適合しているか否か、原材料、製法、添加物等について審査を行います。届け出によっては、命令検査、衛生検査（現場検査、モニタリング検査）を指示し、さらに、自主検査を指導するとともに輸入相談指導も行っています。食品等の輸入者や関係

図表9 理化学的検査の状況



事業者の自主的な衛生管理の推進を図るよう、輸入食品等の安全性確保の取り組みに必要な情報提供および指導を行っています。

セントレアにはありませんが、名古屋検疫所の検査課では、サンプリングされた輸入食品の検査を行っています。微生物学的検査として食品衛生

法で定められている食品の成分規格（冷凍食品や食肉製品などの細菌数の測定や大腸菌の有無など）の検査を行っています。

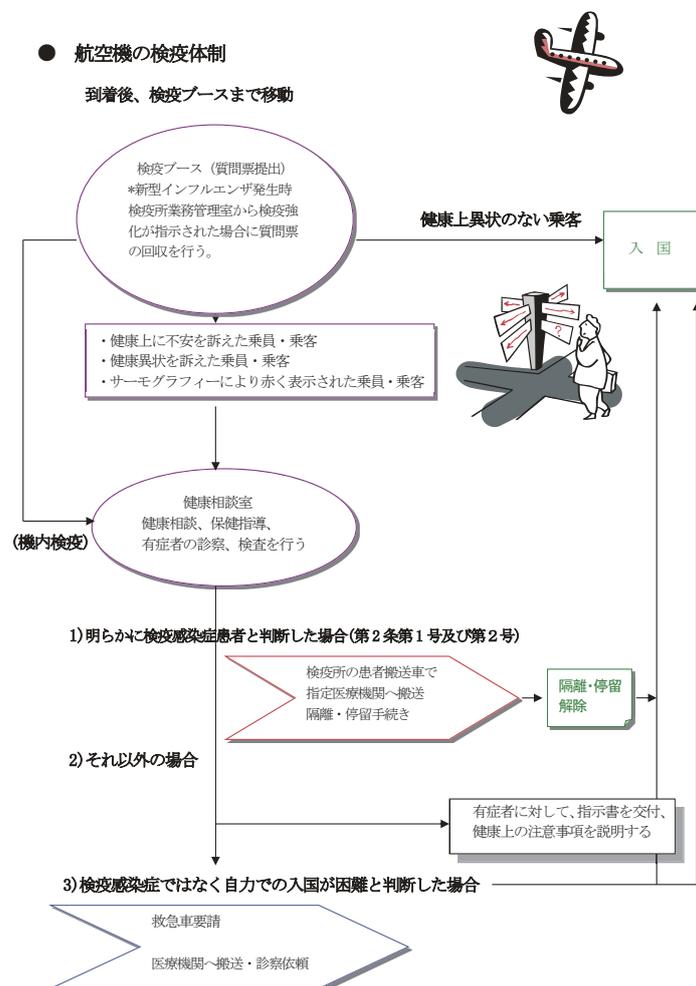
理化学的検査として、食品に含まれる食品添加物（保存料、着色料、漂白剤、酸化防止剤など）の検査や成分規格（食肉製品などの亜硝酸根）の検査を行っています。

Q 検疫業務の流れについてお聞かせください

具体的な流れをここ中部空港検疫所支所で説明しますと、次の通りです。

各国から飛行機で来航した旅客は、ボーディングブリッジやバスで旅客ターミナルビル（PTB）の中央にあるCIQエリア（C：Custom I：Immigration Q：Quarantine）に向かいますが、旅客はQ→I→Cの順でまず検疫を済ませ、入国手続を行い、最後に輸入物品の税関審査と動物検疫・植物防疫

図表10 航空機の検疫体制



検査を終えて空港外に出て行きます。

平時の場合、通常は、検疫ブースひとつを開け、ブース内の検疫官（医師、看護師、食品衛生監視員、一般職事務官）がブースの両側を通過する旅客の体温を2台のサーモグラフィーでチェックしています。サーモグラフィーのみならず、旅客本人の顔色や自発的な訴えあるいは航空会社からの事前通報などにに基づき、有症者と思しき旅客を検疫ブース脇の健康相談室に誘導します。

検疫官がひととおりの質問をして検疫感染症の疑いを持った場合は、更に突っ込んで診察や採血検査などを行いますので、この段階で医療資格を持つ検疫官にバトンタッチします。中部空港支所には看護師免許を持つ検疫官が14名、医師免許を持つ検疫官が2名おり、それぞれがシフト勤務に入っていますので、24時間365日必ず誰か医療資格を持つ検疫官はいます。採血や咽頭ぬぐい液の採取などの医療的判断は医師免許を持つ検疫官が下すので、不在の場合には電話連絡で指示を受け、看護師資格を持つ検疫官が有症者に対して説明と同意を行い、採血など必要な検査を行います。

一方、有事の際、これは通常、WHO世界保健機関がPHEIC（Public Health Emergency of International Concern：国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）を宣言した場合（2009年の新型インフルエンザの世界的流行や、2014年の野生型ポリオの世界的流行や西アフリカのエボラ出血熱流行、2016年のジカ熱の世界的流行など）、感染症まん延国から来訪する入国者に対して検疫を強化して対応します。具体的には、事前に有症者の通報がある場合には、乗客を飛行機から降ろさずに、こちらから防護服を着た検疫官が飛行機に出かけて行き事前通報のあった有症者対応や他の有症者の確認等々の機内検疫を実施し、また、ブース検疫においても窓口を増やし質問票を取り、更には入管や税関に対しても検疫をすり抜けたと思われるまん延国からの入国者を取り逃がさないよう注意喚起とともに協力を要請します。それで

も潜伏期間内に入国してくる感染者については検疫時にはまだ症状が発現しておらず無症状であるとか、有症者でも解熱剤を内服してサーモグラフィーには反応せずに通過するということもあり得るので、どんなに努力しても全てを完全に水際でブロックできるというものではありませんが、職員一同が法に基づき出来る努力を精一杯行うことによつて、関係機関とも連携し、少しでも国内での感染症のまん延を防ぐことには十分寄与出来ると考えています。

有症者のうち一類感染症などが疑われる場合には、隔離の可否を検疫所長が判断しますが、仮に隔離を行うと判断した場合には直ちに感染症指定医療機関に対して患者受け入れの可否の問い合わせと受け入れ準備を要請するとともに、関係他機関にも連絡し、搬送を行います。有症者が病原体を周辺にまん延させないよう必要な措置（トランスバッグやDIF^(※3)フード等々）を行った後、検疫所の患者搬送車で搬送する場合には警察に先導をお願いし、救急車で搬送を要する重症者の場合には緊急走行でそのまま搬送します。搬送以外にも患者検体の国立感染症研究所への搬送（職員が検体を持ち、各県警のパトカーによるリレーで実際に搬送した実績あり）および機内消毒や健康相談室の消毒、患者搬送車の消毒など次に備える準備を同時期に行います。

このような動きを有事の際に適切にかつスムーズ

図表11 訓練の想定や措置内容を説明する様子



(※3) トランスバッグやDIFフードとは、医療スタッフの安全（二次感染防止）を確保し、感染症（細菌・ウイルス）患者を隔離搬送するために開発された医療機器。

ズに行うためには、日頃の訓練と関係機関との顔の見える関係の構築、更には担当者が異動しても続いていく組織対組織の適切な関係を構築しておくことが不可欠で、名古屋検疫所中部空港検疫所支所では、関係者を集めての措置訓練や感染症指定医療機関への患者搬送訓練などを年に何度か実施するほか、防護服の着脱訓練を警察署などに

向いて実施しています。

2018年1月11日に実施した総合措置訓練は、名古屋検疫所のHPにも掲載しましたが、従来の中部空港地区ローカルでの協力活動に加え、複数の有症者搬送（検疫所および119番通報による救急車）やブラインド訓練（検疫所および感染症指定医療機関）、外部評価導入、厚生労働本省および東海北陸厚生局の参加など、今までにない規模と内容での総合措置訓練でした。

図表12 検疫官が患者から質問票を徴集する様子



図表15 検疫施設内での情報伝達



図表13 検疫官が航空機内から患者を移送し診察室で問診等を行っている様子



図表16 患者を消防署救急車で搬送する様子



図表14 訓練終了後の意見交換会の様子



Q エピソードなどを織り交ぜて業務実態についてお聞かせください

3年前の話です。検疫衛生課の業務に衛生調査があり、中部空港支所では空港島内の蚊やねずみの生息状況を定点観測で調べていたのですが、ある日、蚊のトラップを回収していた時に、職員の目の前を蚊が飛んでいたのを素手で捕まえて顕微鏡で観察したところ、日本には生息していないは

ずのネッタイシマカでした。これは熱帯地域に生息しデング熱などを媒介する蚊なのですが、成田国際空港などでも時々単発的に捕獲され、多くは機内に乗って運ばれてきているものと推測されていたのですが、セントレアでネッタイシマカを捕獲した付近を調べたところ、今度はネッタイシマカのボウフラが捕獲されました。

本来日本に生息していないネッタイシマカが居着いてしまうとデング熱その他の温床となる恐れがあるので、きちんと範囲を決めて重点的に疫学調査を行いました。幸いなことに元々ネッタイシマカの飛翔範囲は狭く、また成虫と幼虫が捕獲された場所は旅客ターミナルビルからは隔絶された空港の貨物エリア内の貨物合同庁舎の近くでしたので一般旅客が近づくことはなく、その付近で働く限られた人々に対して注意喚起を促すとともに繁殖場所の特定を急ぎました。

貨物合同庁舎の入居官庁にも協力を依頼して総力を結集して現地調査が実施されました。その結果、ある施設の排水溝の中でボウフラが大量に発生しネッタイシマカが繁殖しておりました。専門家の推定では輸入された竹などの植物の根元に付着したネッタイシマカの卵がふ化して、室内に飛び出した雌が吸血し、排水溝の枡に卵を産んで次世代につなげるというサイクルが確立したのではないかということでした。原因が判明したので、殺虫剤を繁殖場所とその周辺の水のある場所に投入し蚊を制圧しました。同時に他の空港周辺でも似たようなことが起こっているといけなないので、検疫所のルートだけではなく、相手機関のルートからも注意喚起するよう要請しました。不可抗力でこのようなことは今後も十分に起こり得る事案ですので、関係者一同がこの事案の意味を十分理解し注意してネッタイシマカの繁殖確率を確実に減らしていけるような方向に持って行くよう事態の収拾に努めました。

Q 最前線での対人業務を主とする業務展開の困難さなど、ご苦心の一端をお聞かせください

日本語も英語も通じない外国人有症者に説明を

する場合、職員は皆苦勞しているようです。また、有症者は検疫感染症とは限らず、例えば麻疹など、検疫感染症でも輸入感染症でもないものの、公共交通機関の利用によって接触者を増やしてしまうようなことになってはいけなないので、検疫法には基づきませんが、公衆衛生行政に携わる者として、多少時間をかけてでも相手にわかるように丁寧に説明をし、適切な手段で移動するよう助言することもあります。

Q わが国の安全、安心を守る大変重要な業務に従事されていますが、特別な資格をお持ちなのかお聞かせください

法律では隔離・停留など強めに思える言葉が並んでいますが、拳銃も持たなければ逮捕もしない、あくまでも有症者本人に対して説明し説得していくのが我々の仕事のやり方です。検疫官になるための入り口としては、一般職国家公務員試験合格者（事務官）、食品衛生監視員資格保持者、看護師免許保有者、医師免許保有者など、いくつかありますが、現在は、まず新規採用者については職種を問わず全員、厚生労働本省で行われる検疫官の初任者研修と半年後のフォローアップ研修を受けさせるほか、日々の業務については検疫官研修の評価スケールに目標や経験などを記載し、上席の評価を受けるというOJTの繰り返しで練度を上げています。

また、名古屋検疫所特有の研修として新規採用の一般職事務官については、総務課3ヶ月、空港検疫6ヶ月、海港検疫3ヶ月のローテーション研修を、新規採用の食品衛生監視員については検査課3ヶ月、空港検疫5ヶ月、海港検疫1ヶ月、食品監視3ヶ月のローテーション研修をそれぞれ行っているほか、空港勤務の看護師についても1ヶ月の海港検疫実務研修を行っています。

検疫所は税関や入管などほかのCIQ組織に比べ小さな所帯ですが、このような機会を通じて短期間でも一緒に仕事をすることによって新人のみならず上司や先輩もお互いを知ることが出来、1年たつと視野も人脈も広がるようです。また新人を

受け入れる職場も、職員間や職場間、本所・支所間の壁が取り払われて、以前と比べて随分と風通しの良い職場環境が形成されてきているようです。

Q 外国から到着した食品などの検査は普段一般には目にすることがないので、お聞かせください

名古屋管内でみた場合には、海港で輸入される食品が重量でも取扱量でも空港よりはるかに多いので、ここでは海港での輸入食品についてお話しします。

港で貨物として輸入される食品は陸揚げされた後、主に保税倉庫に保管されるか、またはコンテナヤードにコンテナごと一時保管されます。これらはまだ通関していない状態で、このタイミングで輸入食品の届け出申請を行い審査や検査を受けます。それぞれの食品とそれに対する添加物や残留農薬等には国が専門家の意見を聞いて定めるそれぞれの基準があり、命令検査、自主検査、モニタリング検査等々で違反が出れば全量積み戻しまたは廃棄あるいは食用外用途というかなり厳しい措置となります。無事に審査や検査を通過し、税関の通関手続を完了すれば、保税倉庫から出して内貨^(※4)として国内流通となります。

本年度も1,200トンのトウモロコシのアフラトキシン^(※5)が基準値を超えたため食用外用途となった事例や冷凍マグロから大腸菌群が検出され廃棄となった事例など多数の違反がみられました。

届け出された一部の食品等については、モニタリング検査として検疫所の食品衛生監視員が計画に基づいて検体を採取し、当所検査課または横浜・神戸の検査センターあるいはほかの検疫所の検査課に検体を送付して検査を行います。名古屋本所の検査課では、サイクラミン酸などの理化学検査と大腸菌群などの微生物検査を実施しています。微生物検査の場合は、検査の特性上、培養等の関係から連続した検査が必要となるため、土曜日か

ら日曜日にかけて二日間連続での対応となることもときおりあります。

一旦審査を通過しているのでも、内貨として国内流通させても手続き上は問題ないのですが、モニタリング検査であとから違反となった場合には、事業者は回収を行わなければならない、そのコストが膨大であるため、モニタリング検査の結果が出るまでの間は、通関しないことが多いようです。

Q 海外からの旅行者が携行して持ち込まれる食品などの検疫について、実態をお聞かせください

厚生労働省の検疫所は「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導」を行いますので、旅行者が自分で食べるために携行して持ち込むような土産物などの食品に対しては基本的にはノータッチです。

他方、農林水産省の動物検疫所や植物防疫所は国内の農産物保護の観点から、旅行者が携行して持ち込むハムや果物などについても色々と規制をしているようです。

名称が類似しているのも間違いやすいのですが、単に検疫所と言う場合には、人の健康を脅かす輸入感染症対策を行ってきた厚生労働省の検疫所を指します。

Q 国民生活の健全で安全な社会秩序を守る重要な業務ですが、ご苦労話などお聞かせください

勤務体系として限られた職員が交代制で24時間365日対応している名古屋検疫所中部空港検疫所支所ですが、検疫業務、衛生業務、食品監視業務、検査業務の全てにおいて、一定の知識や技術水準と一部国家資格が必要になりますので、誰もがすぐに出来る業務というものではありません。現在、課長職以上の管理職を除き、検疫・衛生業務に従事している医師が2名、看護師が新人も含めて14名、事務官が新人も含めて6名、検疫・衛生・検

(※4) 内貨(ないか)とは、内国貨物の略。外貨または日本円による支払いを済ませており、関税を納付して通関手続を完了したものは、日本国内の貨物として認められ運搬が可能となる。未通関の貨物は、日本に陸揚げされていても国内の運搬は認められません。外国に存在する貨物と同様の扱いとなり、保税倉庫に保管される。

(※5) アフラトキシン(aflatoxin, AFT)とは、カビ毒(マイコトキシン)の一種でB1、B2、G1、G2を始めとする10数種の関連物質の総称。熱帯から亜熱帯地域にかけて生息するアスペルギルス・フラブス(Aspergillus flavus)やアスペルギルス・パラシチクスなどのカビにより生成され、紫外線の照射により強い蛍光を発する。

査業務に従事している技官（食品衛生監視員の有資格者）が2名、食品監視業務に従事している食品衛生監視員が4名の構成でシフトを組み中部支所を支えています。

中でも技官と呼ばれる食品衛生監視員については、検疫・衛生・食品監視・検査（更に対人の遺伝子検査、対物の理化学検査および微生物検査、検査センターでの高度な検査に細分化される）など業務の守備範囲が広く、またそれぞれの専門性が高いので、一定の知識や技術水準を身につけ養成するためには、それ相応の時間と手間がどうしてもかかります。また、これらの業務はそもそも外部に受け皿がないので安易に外注化出来るものでもありませんし、迅速に結果を出す必要上、どうしても内部職員から養成する必要があります。

特に担当職種が2名しかいないような部門で、病気等何らかの理由で1名が欠けた場合には、セントレアの特徴である24時間365日に対応することは不可能となってしまいます。短期的には、名古屋港にある本所から応援職員を中部空港支所に派遣して急場をしのぐことも行いますが、中長期的に持続可能ならしめるためには、もっと根本的な部分を変えていく必要があります。

今までの検疫所の食品衛生監視員は、検疫・衛生なら検疫・衛生だけ、食品監視なら食品監視だけ、検査なら検査だけ、という具合に最初から担当分野が分かれ、その後人事異動してもそのままになってしまう自然発生的な「専門分化」が多いので、ある部門で技官（食品衛生監視員）が足りなくなっても、なかなか他部門からは応援できない補充できないという現実があります。これをなんらかの手段で持続的に解決しなければなりません。

2019年9月にセントレアでは、新たにLCCターミナルが発足し、それに併せて中部支所の食品監視課は現在の貨物地区の合同庁舎からLCCターミナルに移転します。今まで食品監視業務しか経験してこなかった中部支所の食品監視課の技官に対して、実は2018年12月から1ヶ月単位で、検疫衛生課で対人の遺伝子検査（以下、「PCR」）の

技術を身につけさせる訓練を開始しました。実際に行ってみると、職員個々の器用不器用向き不向きなどの要素もありますが、概して悪くない感触ではあります。たった1ヶ月でPCR検査を単独で行えるまでは習熟出来ないのも、時間をおいてまた1か月集中してトレーニングを行うということを交代で繰り返していけば、中部支所の食品衛生監視員は食品監視のみならず対人検査もすべからく行えるような実力を身につけられると考えています。

つまり自然発生的な「専門分化」ではなく意識的な「多能工化」により、変化する世の中の要望に応えたいと考えています。それは何も技官に限った話ではなく事務官も看護師も医師もそして管理職にも言えることかと思えます。

伝統墨守に甘んじることなく、その時々時代の要請に応じて常に柔軟に変化し対応していく姿勢と思考と実行力を身につけ発揮していきたいものです。

Q 話題提供や今後の取り組みなど、貴支所から読者に伝えたい事項などお聞かせください

先ほども申し上げましたが、本年9月からセントレアではLCCターミナルが発足し、これに伴って検疫所もLCCターミナルにも新事務所を置きます。これには、従来の空港検疫所の構造に対する反省から、いくつかの工夫を凝らしていますので、その一部をご紹介します。

まず短い患者動線の整備についてです。LCCターミナルでは幸い到着フロアが1階にあるので、この利点を生かし、患者搬送車や救急車を検疫事務所に横付けして有症患者を速やかに搬送できる構造としました。有症患者が車に乗せられる場所も滑走路側の管理区域内であるため、患者が好奇の目にさらされることもなく速やかに検疫所から車内に移動できます。検疫ブースから搬送車までの動線が極めて短いので周辺への汚染リスクも極力抑えられます。

次に食品監視課のLCCターミナルへの移転についてです。輸入される食品や食器等の大半は、

輸入業者によりオンライン申請がなされ、そのうち必要なものについては、食品監視課が自ら出向いて確認やサンプリングに行きますので、現状とあまり変わりません。他方、これから輸入しようとする食品などのサンプルを旅客手荷物として旅客自らが持ち込む場合には、検疫所がより近くなるため利用者の利便性はより向上することが期待されます。

最後に危機管理に対応した見通しの良い構造についてです。検疫部門と食品監視部門を同じ場所に隣接させ、仕切りを取り払うことにより、普段からの意思疎通や協力関係を活発にすることによって支所全体での一体感の構築に寄与し、有事の際のスムーズな部内協力体制構築も可能となります。

また、食品監視課のLCCターミナルへの移転によって、結果的に管理すべき事務所の数も増やさずに済み、大空港の検疫部門にとっては珍しく窓のある事務所となりますので、職員の精神衛生向上にも大いに寄与すると期待しています。

Q 名古屋での勤務についてお聞かせください

名古屋に着任して2019年の3月末で3年になります。名古屋での勤務は初めてですが、非常に住みやすいです。現在、単身赴任ですが、職員の勤務状況や生活感を見聞きしていると、愛知県出身

者、名古屋出身者が県外に行きたがらない理由がよく分かります。近代的な大都市でありながら、住みやすく、人間が優しく、高齢者が生き生きと暮らしており、生活水準も高くゆとりが感じられます。

2018年9月5日、名古屋市が「都市ブランドイメージ調査」を発表しました。札幌・東京・横浜・京都・大阪・神戸・福岡、名古屋の国内主要8都市を対象に行われたもので、今回は2016年に続き2回目の調査でした。名古屋市は前回に引き続き「最も魅力的に感じる都市」では最下位、「最も魅力に欠ける都市」ではトップという不名誉な結果でしたが、私はこの調査結果を鵜のみにしてはいません。実際に住んでみて名古屋の良さを実感した人間の率直な感想です。

Q 最後に中部空港検疫所支所長事務取扱としてのお立場で一言お願いします

我々厚生労働省の検疫所職員は法に基づいて検疫、衛生、食品監視、検査などの業務を日々行い、国民の安全な暮らしを守る一翼を担っています。普段は目立たず、皆様にあまり意識されることもない仕事かも知れませんが、この取材記事を通じて、少しでも多くの皆様にこの仕事の意義を正しくお伝えできましたら幸いです。



厚生労働省名古屋検疫所中部空港検疫所支所

名古屋検疫所長（名古屋検疫所中部空港検疫所支所長事務取扱）

依田 紀彦（よだのりひこ）氏

- 1963年6月生 56歳 筑波大学医学専門学群卒
- 1988年4月 厚生省入省
- 1994年4月 外務省 在フィリピン日本大使館 一等書記官
- 1997年4月 防衛庁 教育訓練局衛生課
- 1999年4月 大臣官房国際課
- 2000年4月 安全衛生部労働衛生課
- 2002年4月 国立循環器病センター運営部政策医療企画課
- 2004年4月 文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線安全企画官
- 2006年4月 東京検疫所長・横浜検疫所長・東京空港検疫所支所長
- 2007年4月 外務省 国際連合日本政府代表部 参事官
- 2010年4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全第二部長
- 2012年4月 財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所長
- 2016年4月 名古屋検疫所長
- 2018年4月 名古屋検疫所中部空港検疫所支所長事務取扱